

## 証券投資信託の信託終了に関する書面決議のお知らせ

当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、信託終了日を繰り上げ、2026年9月25日をもって信託を終了（繰上償還）すること（以下「本議案」といいます。）に関して、2026年8月25日に書面決議を実施いたします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

- D-I's 外国株式インデックス
  - D-I's 外国債券インデックス
  - D-I's グローバルREITインデックス
- （以下総称して「当ファンド」といいます。）

### 2. 信託終了（繰上償還）の提案の理由

当ファンドの受益権の口数が30億口を下回る状態にあるため、投資信託約款（※）の規定に基づき、信託終了（繰上償還）に関する書面決議の手続きをとることといたしました。

- ※ D-I's 外国株式インデックス : 投資信託約款第46条
- D-I's 外国債券インデックス : 投資信託約款第46条
- D-I's グローバルREITインデックス : 投資信託約款第40条

### 3. 書面決議の手続き

基準日（2026年6月16日）現在の当ファンドの受益者の方は、本議案について議決権を行使することができます。当該受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書面を送付いたしますので、議決権を行使される方は、2026年8月3日までに（必着）、議決権行使書面に必要事項をご記入のうえ、当社宛にご郵送ください。なお、議決権を行使されない場合は、投資信託約款（※）の規定により、当該受益者の方は本議案について賛成するものとみなされます。

- ※ D-I's 外国株式インデックス : 投資信託約款第46条第3項
- D-I's 外国債券インデックス : 投資信託約款第46条第3項
- D-I's グローバルREITインデックス : 投資信託約款第40条第3項

各ファンドの書面決議において、賛成された方の保有する受益権の合計口数が基準日現在の受益権総口数の3分の2以上となった場合に、本議案は可決され、各ファンドは2026年9月25日をもって信託を終了（繰上償還）いたします。

以上

2026年6月12日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号  
大和アセットマネジメント株式会社